海外渡航手続き ハンドブック

愛媛大学 国際連携推進機構

目次

- 渡航前に行う手続き
- 留学中に行う手続き
- 帰国後に行う手続き

渡航前に行う手続き①

~渡航準備~

留学など、海外渡航が決定したら渡航に向けた準備を早めに始めましょう。

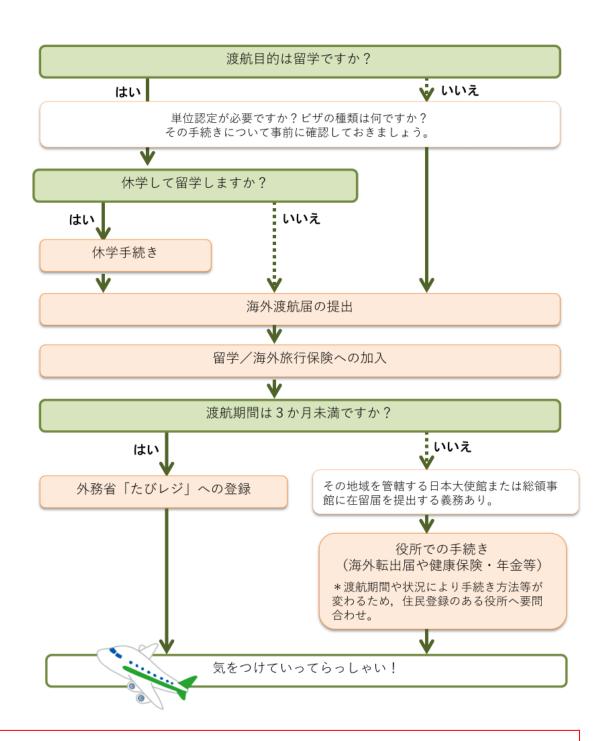
渡航前に行うべき主な準備は以下のとおりです。あくまで基本的なものですので、渡航先に合わせた必要な 準備は自分で改めて確認しましょう。また、取り組み時期については目安として参考にしてください。

準備項目		取組時期	備考	
	予防接種(厚生労働省の情報等参考に接種)	7~3ヶ月前	必要に応じて。 [厚生労働省検疫所HP] https://www.forth.go.jp/moreinfo/vacc ination.html	
	健康診断		必要に応じて。	
	歯科検診・治療	で		
	いつも服用している薬があれば滞在中の分を処			
	方してもらうか処方箋 (英文) を出してもらう		ビザ及びパスポートの発給は時間がかか	
	パスポートの申請・有効期間の確認	早めに	りますので、余裕を持って申請してくだ	
	ビザの申請 (必要な場合のみ)		さい。	
	渡航先の情報収集(文化・習慣、気候、法律等)		※渡航先によっては航空券の手配にはビ	
	渡航先で必要な荷物の用意		ザが必要な場合があります。	
	航空券の手配			
	海外留学の危機管理について情報収集(海外渡		[JCSOS HP]	
	航安全ガイド・JCSOS 学生・渡航者向けサイト)		https://www.jcsos.org/traveler	
			※ID/PW は担当部署又は学生交流Tまで。	
	外務省 HP 等から現地の治安情報・感染症危険情		[外務省海外安全 HP]	
	報等を確認	2週間前ま	http://www.anzen.mofa.go.jp/	
	海外旅行保険や留学保険に加入			
	海外渡航届の入力※必要に応じて追加書類を各	で	修学支援システムで登録	
	学部・研究科へ提出			
	連絡先リストの作成			
	(現地大使館・総領事館,現地警察,クレジッ			
	トカード・航空・保険会社、大学緊急連絡先等)			
	外務省「たびレジ」への登録		[たびレジ]	
	*3か月未満の短期渡航者(旅行者を含む)が対	渡航日程	https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabire	
	象。3ヶ月以上の方は、その地域を管轄する日本	決定後	<u>g/</u>	
	大使館または総領事館に在留届を提出する義務	NAL IX	[在留届]	
	あり。		https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/	
	プログラム説明会・事前研修等に参加	適宜		

渡航前に行う手続き②

~書類手続~

海外に渡航する場合に必要な、基本的な書類手続きは以下のとおりです。



個人的に参加する語学研修プログラムや奨学金関係では、この他にも書類提出が必要な場合があるため、必ず担当部署等に確認すること。

留学中に行う手続き

渡航先に到着したら、まず日本の関係者に到着の報告をするようにしてください。

渡航中は,基本的に滞在国の法律や派遣先機関の規則等に従って生活するとともに,「海外渡航安全ガイド」 の記載事項等を十分に意識し、安全かつ充実した生活を送ってください。

I. 滞在先の居住地・連絡先の報告

渡航前に居住地住所・連絡先が決まっていなかった場合は、確定次第、速やかに(1週間以内を目途に)滞在先の居住地住所と連絡先(電話番号・メールアドレス)を各学部・研究科もしくは国際連携課に報告してください。

また、変更があった場合も、同様の手続きを行ってください。

Ⅱ. 在留届等の提出

3ヶ月以上の留学の場合、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に速やかに在留届を提出することが義務づけられていますので、遅滞なく手続きを行ってください。また、帰国時には帰国届を提出してください。届出は電子届出システムで行うことができます。

なお、海外滞在が3ヶ月未満の場合も「たびレジ」を提出することで、緊急事態が発生した際に、日本国大 使館や総領事館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられます。

(外務省在留届電子届出システム HP https://www.ezairyu.mofa.go.jp/)

Ⅲ. 単位認定等を行う場合

単位認定等を行う場合、帰国後に修了証明書等の提出が必要となる場合があります。渡航前に各学部・研究 科窓口に確認し、必要に応じて渡航中に手配するようにしてください。

帰国時の感染症関連情報については、以下 HP 等で最新情報を確認してください。

【厚生労働省 HP:日本入国時の検疫措置】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

帰国後に行う手続き

帰国後速やかに、以下の書類を各学部・研究科の窓口に提出する必要があります。

手続項目		備考	
	海外渡航帰国届の入力	修学支援システムで登録	
	単位認定等に必要な書類		
	復学に関する書類	※休学した場合	

プログラムによっては、報告書やアンケート等の書類を求められる場合がありますので、プログラム実施要項等を確認し、定められた期限までに作成、提出してください。

出発前に奨学金に関する手続きをした場合は、帰国後にも速やかに必要な手続きを行ってください。

⊗帰国後、体調不良が続いている場合は、速やかに医療機関を受診してください。その際に訪問国名を必ず伝えてください。どこの医療機関を受診すればよいか分からない場合は、総合健康センター(愛大ミューズ1階:089-927-9193)へ、まず「電話連絡」してください。

また、次の学生定期健康診断は必ず受診する必要があります。

発行:令和6年11月

愛媛大学国際連携支援部国際連携課

TEL: (089) 927-9157

EMail: kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp